

くらしの安心情報

情報ファイル NO.189

平成30年4月10日

高齢の母が、訪問してきた業者に排水管の洗浄を勧められ契約していましたが、契約の内容がはっきりせず、解約したいのですが...

相談内容

【相談者 60代 女性】

5日前、一人暮らしの高齢の母宅に「水回りの無料点検をする」と言って業者が来訪し、点検後に排水管の洗浄作業を勧誘されました。母は、勧められるまま契約してしまい、私が母宅を訪ねたとき、カレンダーに書かれた工事日に気づき、洗浄作業のことがわかりました。契約書の内容を見たところ工事内容がはっきりせず、母に尋ねても要領を得ないので、解約したいのですが...

対処方法

住宅の屋根や床下、水回り等を「無料で点検します」と突然自宅に訪問してきた業者から不要不急の住宅関連工事をさせられたというトラブル(いわゆる点検商法)に関する相談が寄せられています。高齢者のトラブルが多く、一度契約すると、次々と契約させられるケースもあります。

- ・相談者には、クーリング・オフ期間中()なので、書面でクーリング・オフ通知を送付するよう助言しました。
 - ・「点検させてほしい」と訪問する業者には注意し、点検の場合でも点検結果を冷静に確認し、業者の話をうのみにせず、その場で契約しないようにしましょう。
 - ・一人暮らしの高齢者や判断力が不十分な方を悪質な勧誘から守るためには、家族や民生委員など周りの方々の日頃からの見守りが大切です。
 - ・トラブルに気づいたら、早めにお近くの市町村相談窓口や県消費生活センターにご相談ください。(消費者ホットライン 局番なし「188(いやや)」)
- ()訪問販売の場合、契約書面を受取った日から8日以内であれば、無条件で契約解除ができます。8日以内であれば、工事が終わっていてもクーリング・オフは可能です。(クーリング・オフ期間が過ぎていても、勧誘方法や契約内容に問題があれば解約できる場合があります。)



発行: くらしの安心ネットとやま (事務局:富山県消費生活センター)

ご相談は... TEL:076-432-9233 (消費生活相談) FAX:076-431-2631

076-433-3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 0766-25-2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)

FAX:0766-25-2890